

平成26年 2 月 21 日提出

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例（平成24年条例第96号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）を

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条―第141条）」

「第7章 削除」に、

「第4節 運営に関する基準（第199条―第201条）」を

「第4節 運営に関する基準（第198条の2―第201条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7―第201条の12）」

に改め、

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）」

を削る。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第4条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第5条第1項中「者（以下この章）」の次に「、第201条の2及び第201条の10第2項」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第100条第1項第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第196条第1項」を「、第196条第1項」に改め、「指

定共同生活援助事業者」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第195条に規定する指定共同生活援助」を、「第195条に規定する指定共同生活援助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、「以下この章において同じ。）」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）」をいう。以下この章において同じ。）」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第101条中「第6条」を「第52条」に改める。

第109条第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第114条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」

を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

第157条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「第22条、第23条」を「第23条」に、「まで、第131条第1項」を「まで」に改め、「、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第131条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定

宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」と」を削る。

第172条中「第22条、第23条」を「第23条」に、「まで、第131条第1項」を「まで、第157条の2」に改め、「、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第131条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」に改め、「限る。）」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の）」を加える。

第195条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアから

エまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分三に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分四に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分五に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分六に該当する利用者の数を2.5で除した数

第196条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所に置くべき」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第197条を次のように改める。

(管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数が30人未満であるときは、当該入居定員の数）以下とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とすること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、前項の規定による記載をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食材料費
 - (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
 - (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

- 第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用

する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。
- 5 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第199条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「による」

の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第200条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行う

ことができる場合は、この限りでない。

第200条中第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第157条の2」に、「第201条において準用する第136条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「、第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「、第157条の2第1

項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該

利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受

託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条の12 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の12において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定

共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を削る。

附則第2条第1項中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第3条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第1項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第2項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第3項中「第125条第1項第2号イからエまで」を「第196条第1項第2号イからエまで」に改める。

(熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第97号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第98号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス等基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第3条の規定による改正後の熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス等基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス等基準条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第4条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第3条 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス等基準条例第201条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

第4条 附則第2条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス等基準条例第201条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(提出理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。